

令和3年第8回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委 員 会 令和3年8月25日(水)  
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時50分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)  
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ④徳和 己嗣 ⑤松生 朋広  
⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣  
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)  
③糺田 幸雄 ⑦山本 泰夫
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(0人)
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(12人)  
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一  
⑰森田 三男 ⑱悦永 秀雄 ⑲南 邦夫 ⑳芝田 俊幸  
㉑三宅 一徳 ㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 明 ㉔長濱 義雄
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長、神崎会計年度任用職員
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の意見決定について
  - (2) 農地転用届出に対する承認について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 農用地利用集積計画について
- 9 議事録署名委員 5番 松生委員 8番 高田委員
- 10 会議の結果  
議案1件は保留、議案3件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 ただいまから羽咋市農業委員会を開催いたします。  
それでは、委員さんの欠席届について御報告いたします。3番、糺田委員、7番、山本委員から欠席される旨の連絡を受けております。  
ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
農業委員会総会につきましては、法令(農業委員会に関する法律)にて委員の過半数以上の出席が明記されていることから開催させていただくものであります。  
また、本日も事前に委員の方々へ議案書と説明書を郵送させていただいております。  
新型コロナウイルス感染症防止対策として、総会をできるだけ短時間で終了させたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。  
また、そのため、会長の挨拶も割愛させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、本日の議件についてご案内申し上げます。。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地転用届出に対する承認について
- ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第4号 農用地利用集積計画について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願ひいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、5番 松生委員さん、8番 高田委員さんを指名します。よろしくお願ひします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

また、先月に引き続き少人数での開催のため、最適化推進委員の方は欠席となっております。担当委員の意見につきましては、事務局から説明をお願いします。

では、事務局お願いします。

事務局 それでは、皆さん、ご苦労様です。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」。

議案書2ページのほうをご覧ください。

申請地につきましては○町の畑1筆で、面積が98㎡となっております。位置図のほうは3ページに掲載されておりますので、3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、贈与による所有権の移転となっております。

譲受人の経営面積は31アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしておりますので、報告いたします。

また、生産組合の同意を得ております。

詳細につきましては、別紙資料の2ページのほうに記載されておりますので、ご覧になってください。

以上です。

議長 ただいま事務局で説明がありました。

担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、○○委員さん、お願いします。

担当委員 今の説明書の資料のほうで写真が載っておりますが、現在も畑として利用されております。この畑の周囲ですが、道路と、それから水路、一部墓地が含まれておりまして、この畑一筆となっておりますので、特段の支障はないというふうに判断をしたいと思っております。

議長 ありがとうございます。  
担当委員さんをご異議なしということですが、ほかに委員の皆様、何かご意見ございませんか。  
よろしいでしょうか。

全委員 なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、「議案第2号 農地転用届出に対する承認について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして、「議案第2号 農地転用届出に対する承認について」でございます。  
整理番号1番につきまして、申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積は1,016㎡。畑に転用するものでございます。  
位置図につきましては、5ページのほうをご覧ください。  
申請人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。  
畑につきましては、野菜等の栽培を行うものとなっております。  
農地につきましては、今年の第5回の総会で競売物件として売りに出されたものでございます。そして、6月に買い受けされた農地となっております。  
土地改良及び生産組合の同意を得ています。  
別紙資料の3ページのほうをご覧ください。  
調査担当委員の〇〇委員さんから、農地につきましてはもう既に畑として活用されておると。整地が進んでおり、畑の転用には特に支障はない旨、事務局に連絡があったことを報告いたします。  
続いて、整理番号2番、申請地につきましては〇町の田1筆で、面積は245㎡となっております。これも畑に転用するものとなっております。  
位置図につきましては6ページをご覧ください。  
申請人は、議案書のとおりとなっております。  
畑につきましては、こちらのほうも野菜等の栽培を行うものと聞いております。  
生産組合の同意を得ております。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
では、整理番号2番、〇〇委員さん、お願いします。

担当委員 4月の田起こし、定期的な草刈り、そういったものは行われており、休耕水田的な管理がなされて現在おります。

この周辺ですけれども、一応宅地、農道、水路、それから隣畑ですね。そういったものに囲まれていて、1筆の土地利用になっています。で、盛土をして畑とされるということなので、特段支障はないと判断いたしております。

議長 ありがとうございます。

「議案第2号」については担当委員さんそれぞれ問題がないというご意見ですが、何かほかに委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 続きます、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が330㎡となっております。

議案書7ページのほうをご覧ください。そちらのほうに記載されております。

また、位置図につきましては8ページのほうをご覧ください。お願いいたします。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的につきましては、国道159号バイパス羽咋道路事業計画が計画されており、作業所、工場、住宅が移転の対象となっております。移転に伴い、駐車場がなくなるため代替地が必要になりますので、譲受人の駐車場用地とするための申請となっております。

別紙資料の5ページのほうをご覧ください。

こちらのほうに位置図と現地の写真載っております。

作業所、工場は移転といたします。住宅につきましては取壊しする計画となっております。残った残地につきましては、作業所、工場、事務所の建設を予定しております。

作業所につきましては、令和4年3月までに移転することとなっております。年内には駐車場の整備が必要となってくるため、この申請地に駐車場の建設を予定しております。

住宅につきましては〇〇〇町のほうに本宅があるということで、そちらのほうに移るということ聞いております。

申請地につきましては農振地域内にあり、農地の広がり10ha以上であることから、法令第12条第1号に該当する第1種農地となっております。

また、住宅、その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であることから第1種農地ですが、転用許可もやむを得ないと判断いたしております。

また、生産組合の同意を得ております。

調査委員の〇〇委員さんからは、159号のバイパスの盛土も、かなり現況の159号近くまで盛土工事が進んでおるということを聞いております。

現地につきましても特に支障がないのではないかとということを経済局に連絡があったことを報告いたします。

また、現在、駐車場用地にするところは道路と接続しておりません。こちらのほうは、5ページのほうになるんですけども、赤枠の上のほう、空き地となっております。こちらのほうからこの駐車場のほうに乗り入れることが可能となっておりますので、報告いたします。

以上です。

議長 ただいま事務局及び担当委員さんの報告が終わりました。

これについて委員の皆様、何かご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

1種農地であります、国道159のバイパスのための転用でございますので、ご理解をしていただきたいと思ひます。

委員 参考に質問なんですけど、道路に接続してなくて、赤の上のところと接続するという事務局さんのお話ですよ。

事務局長 はい、そうです。

委員 もしたら、今の赤塗ってある高の地面というのは農地ではないということていいんです。農地であれば、当然、また今の農地転用ということになるのかなと思ひますけれども。

事務局長 赤の上の土地のことをおっしゃられていますか。

委員 はい。

事務局長 農地ではないと聞いています。

委員 ではないんです。宅地か雑種地か何かですか。

事務局長 ちょっと時間いただければ確認しますので。

委員 はい。

事務局長 実は、私もこれ気になっていたところなんです。ただ、先ほど会長も言われましたように、国道159のバイパスによって土地がなくなるということで、近くに代替地を設けたものということでご判断願ひたいと思ひます。

委員 それは当然、公共事業への協力をしておいでという話ですからいいんでしょうけれども。ただ、接続してないんで、どうやってこの駐車場に接続させるかですよ。

事務局長 おっしゃられるとおりです。はい。

ここ、また県道も今工事かかっておりまして、かなり土地の形態が変わ

ってくると思われま。

縦の5ページの資料の上から下へ切り線ではわしてあるのは、これ県道です。県道で、現地見られれば分かりますが、もう工事かかっておりまして、盛土もされております。ですから、ここが交通の要衝になってくるところだと考えます、将来的には。

議長 今、申請地の上の部分を確認していますが、3号議案について何か。

今、この上の分がもし農地であれば、また別途の申請が必要ですが、赤い部分については今の説明のとおりでありますけれども。

事務局長 じゃ、先に4号議案のほう。

議長 3号議案と今、〇〇委員言うたこととはまた別の話や。そこをもし取付け道、ここだけ今申請、駐車場にして、もしその計画をとということであればまた別途にこの持ち主に買ってするかどうかの話やさかいに。

事務局長 申請を出していただかなくちゃいけないんです。

議長 ここが農地であっても、今の3号議案と違う話になってくる。3号議案が通らんという話ではないやろう。

事務局長 ちょっとこれ、県がどういう見解を示すかですね。

議長 そうすると、これ、当然、県に事前に確認してここへ上がるとるはずねんちゃ。

事務局長 多分、農地じゃないという判断なんだと思います。農地であればちょっとかなと思うんですけど。

議長 わしに言わせりゃ農地やと思うわ。

事務局長 農地であつたら、多分……。

議長 接続がないもんでだめなんか。

事務局長 多分ですよ。

委員 たしかこの上に本人の畑ある。それを潰して

議長 わしもその畑あるが分かつとるけど、そこもこのバイパスにかかったって聞いとるもんで。

委員 一部かかつとるけど、まだ十分、道はとれる。

事務局長 ちょっと時間あれなんで、4号議案、私、説明させていただいてよろしいですかね。

農地利用集積計画でございますが、11ページをご覧くださいと思います。

今回の利用権設定の概要につきましては、農地が田1筆でございます、面積が1,025㎡でございます。貸し手も借り手も1件でございます。

12ページに詳細を書いております。

〇〇〇町の田んぼでございます、面積が1,025㎡、賃借権は6年となっております。

以上でございます。

議長 ただいま事務局より「議案第4号」について説明がありました。これについて何かご質問等があればお願いしたいんですけれども。

「議案第4号」についてご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第4号」は報告のとおり承認することに決定いたします。3号について、事務局より先ほどの〇〇委員さんの。

事務局 今確認してきましたら、地目につきましては畑となっております。あと、所有者につきましても別の方です。ただ、所有者の方には了解をもらっているというふうに聞いております。

議長 それじゃ、ちょっとおかしいがでないか。

事務局 ただ、申請される方が分かってないのか、ちょっとあれなんですけれども、結局、道路の取付けが来年以降になってくると聞いてますので、それまでの間というふうに聞いておりますけれども。

議長 これ、ここ上げるとき、県との打合せの段階でどういうふうに、議案3号についての県との打合せはこれでオーケーというのをもらっているのか。

事務局 いや、まだ県のほうには、事前書類等まだ提出していませんので。

議長 事前に5条は必ず県に打合せして確認してここへ上がってくる。

事務局 県からは特に問題なしというふうに聞いてます。

議長 いや、そういうことは分かるけれども、だから打合せしてここへ上がっておるはずやがに。

事務局 はい。

議長 だから、了解もろうとれんろ。

事務局 結局、県の農業会議のほうの進達にもなりますので。

議長 いや、それは分かる。それは別の話で、農業会議はそれは後の話で、ここまで上がってくるには県の農政課の許可をいただいているんやろう。基本的にそれは確認してから常に上がるとるがで、了解しないもの上がってこないと思う。

事務局長 これは、今ちょっと議論保留という形で、今月の委員会に提案したんですけれども、少し調査が足りないということもありますので、保留とさせていただきます。よろしいですか。

議長 別段、それはいいんやけど、申請者はこれ進めていくのに問題ないげね。

事務局長 はい。確認して。

議長 問題なければ次回にまで保留させていただきます。県との打合せをしていただきたいと思います。

事務局長 そういうことでお願いいたします。

議長 では、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。今の第3号は来月まで保留ということで、再度調査をして上げてきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全委員 異議なし。

以上で本日の全議案が終了しました。

一旦ここで閉会いたしまして、その他の案件に入りたいと思ひます。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人

※議案第3号における第8回農業委員会総会で保留になった件の補足説明

申請地の取付け道路に関しまして、説明では申請地の上側にある空き地と説明いたしましたが事務局の間違いで、確認したところ左側の用地となっております。

この用地は、国土交通省所有の事業用地となっており、今回の件に関して特に問題がないことが判明いたしました。取付け道路についても国土交通省が整備することとなっております。

事務局として、今回出席された委員さん全員に事情を説明し、農地法第5条の規定による農地転用の許可申請に対し、全員の委員さんから承認を得ることができました。

会長と協議し、会長の権限で保留となっていた案件を許可することといたしました。

また、今回の件に関しましても9月27日（月）に開催される第9回農業委員会に報告することといたします。